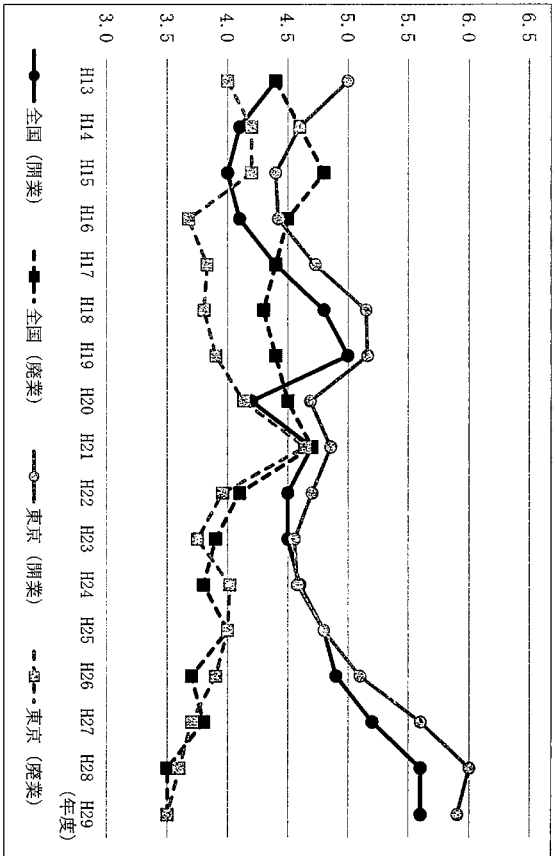


グラフ A2-1-3 全国と都の開業率の推移

(単位：%)



(産業労働局作成資料より監査人が作成)

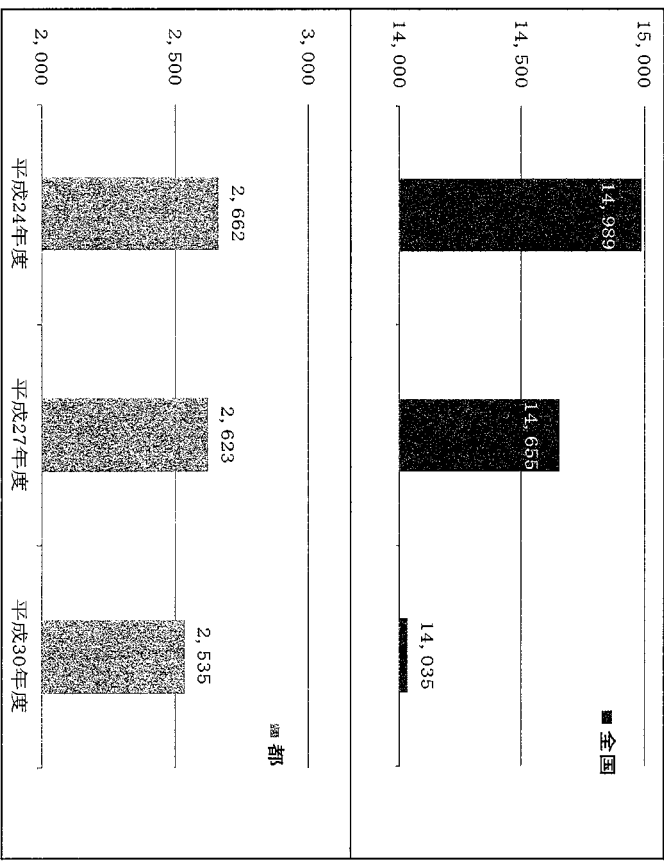
これを見ると、全国及び東京の開業率は4～6%台を推移していることが分かる。欧米諸国では、フランスやイギリスなどが10%を超える水準となっていることを踏まえると、我が国は、東京を含めて低い水準となっている。中長期的な将来を見据え、開業率を欧米並みの10%を超える水準に引き上げる基盤をどう整備していくかが課題であると言える。

(4) 商店街が抱える課題について

都には多くの商店街があり、平成30年度では、全国の18.1%を占める。グラフ A2-1-4 は、全国及び都の商店街数の推移をまとめたものである。

グラフ A2-1-4 全国及び都の商店街数の推移

(単位：商店街数)



(中小企業庁「商店街実態調査報告書(平成24年度・平成27年度・平成30年度)」より監査人が作成)

これを見ると、全国、都ともに、商店街数が減少している状態であることが分かる。これは、モータリゼーションの進展もあり、郊外への大規模小売店舗の出店が進み、商店街を中心とする中心市街地は空洞化していることなどが要因として考えられる。また近年では、ネット販売や宅配サービスの普及もあり、商店街の業況はますます厳しくなっていると考えられる。

都の商店街が抱える課題について、都がまとめた、平成22年度、平成25年度、平成28年度の「東京都商店街実態調査報告書」を見ると、一貫して、1位は「後継者が不足している」、2位は「商店街に集客の核となる店舗がない、あるいは弱い」となっている。後継者問題については本報告書「第2 II 1.

(3)」でも述べたとおり、商店街に限った話ではないとはいえ、このような課題が長年解決されていないことも、商店街数の減少に関連性があると推測される。

2. 都が実施する中小企業支援について

(1) 東京都中小企業振興ビジョンについて

都内企業の98.9%が中小企業である現状において、都内の中小企業が様々な時代の変化に的確に対応して輝き続けられるよう、中小企業振興を総合的かつ計画的に進めるために、都は平成31年1月に「東京都中小企業振興ビジョン」(以下「中小企業振興ビジョン」という。)を策定した。この中小企業振興ビジョンでは、「都内産業の現状」や「3つの環境変化と社会経済の動き」の分析を踏まえ、中小企業のおおむね10年後の目指すべき姿や数値目標などを明示している。

中小企業振興ビジョンにおける目指すべき姿と数値目標は表A2-2-1のとおりである。

表A2-2-1 中小企業振興ビジョンにおける目指すべき姿と数値目標

目指すべき姿	数値目標
持続可能性のある経営を実現	都内の黒字企業の割合が50%超
イノベーション創出や海外展開による力強い成長	業績(※1)が成長している都内中小企業の割合が55%以上
世界有数の起業しやすい都市へと発展	都内の開業率が12%
小規模企業の活躍等による地域力の向上	都内の全ての自治体で経済成長率(※2)がプラス
多様な人材が中小企業で活躍	都内企業(従業員30人以上)のテレワークの導入率が70%

(「中小企業振興ビジョン」より監査人が作成)

※1 売上高の前年度比

※2 区市町村ごとの付加価値額の伸び率

また、中小企業振興ビジョンにおいては、上記目指すべき姿及び数値目標の実現に向けた「5つの戦略」と「取組の方向性」が記載されている。

【参考】中小企業振興ビジョンにおける5つの戦略

戦略Ⅰ	経営マナジメントの強化
戦略Ⅱ	中小企業の成長戦略の推進
戦略Ⅲ	起業エコシステムの創出
戦略Ⅳ	活力ある地域経済に向けた基盤整備
戦略Ⅴ	人材力の強化と働き方改革の推進

(「中小企業振興ビジョン」より監査人が作成)

【参考】中小企業振興ビジョンにおける効果的な施策展開を実現するための取組の方向性

- ・ 中小企業の振興に関する条例の理念等の実現
- ・ 支援機関の強化
- ・ 中小企業の利便性の向上
- ・ 施策の認知度の向上

(「中小企業振興ビジョン」より監査人が作成)

(2) 商工部が実施する中小企業支援について

都では、経営・技術支援、創業支援など様々な商工施策を通じて、中小企業の育成・発展を図っている。商工部が実施している中小企業対策の概要は、表A2-2-2のとおりである。

表A2-2-2 商工部における中小企業支援施策の概要

区分	主な内容
経営革新支援	中小企業や事業協同組合、あるいは任意グループが経営革新を図るため、創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発、生産、提供等の新たな事業活動を行う場合に、低利融資などにより支援する。
経営安定支援	需要の低迷などにより厳しい環境にある産業、親会社の動向に左右される不安定な下請企業、伝統的な技術・技法を伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための支援を実施する。
販路開拓支援	都内中小企業等が見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業を支援する。
ネットワーキング支援	中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である東京都中小企業団体中央会への支援や産学公連携事業など、連携した活動を支援する。
技術支援	新製品・技術の開発や基盤技術強化のための支援、開発成果の実用化の支援などの各種取組を通じて、中小企業の技術力向上を支援する。

創業支援	意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指す。
地域工業の活性化	区市町村と連携し、ネットワークの強化や広域的な企業間取引の活性化を図る取組を支援するとともに、競争力のある企業を呼び込むための立地支援や操業環境の整備などの取組を推進し、地域産業の活性化を図る。
地域商業の活性化	区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援するとともに、都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組や地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対して支援を行い、商店街の活性化を図る。
総合的支援	中小企業振興公社を核として、産業労働局商工部等の都の機関や都産技研等と連携して総合的・継続的な支援を行う。
試験研究機関	試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題に積極的に支援を行う。
商工施設の整備	多摩地域の広域的産業交流の中核機能を担い、都域を超えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子に整備する。 <small>(産業労働局作成資料より監査人が作成)</small>

(3) 金融部が実施する中小企業支援について

都では、中小企業の資金調達円滑化を図るため、制度融資を実施し、都内の中小企業者等に対し、事業に必要な資金を融資するとともに、地域の金融機関との連携による新たな金融支援策など都独自の金融支援により資金調達の多様化を推進している。

金融部が実施している中小企業支援施策の概要は、表A2-2-3のとおりである。

表A2-2-3 金融部における中小企業支援施策の概要

区分	主な内容
中小企業制度融資	制度融資は、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者協調の下、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定化等に必要資金を金融機関から円滑に調達できるように設けられている融資制度である。都が融資の原資となる資金を金融機関に預託し、金融機関は都の定める条件で中小企業者に融資を行い、東京信用保証協会は中小企業者の信用保証を行う。

中小企業制度融資等

中小企業金融の信用補完等	都は、東京信用保証協会が代位弁済により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行っている。また、制度融資を利用する中小企業者を対象に、信用保証料の一部を都が補助している。
金融機関と連携した海外展開支援	金融機関と海外ビジネスの実務ノウハウを有する独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)等の支援機関が連携し、海外展開の権限段階から資金調達まで一貫して中小企業を支援する。
東京都動産・債権担保融資(ABL)制度	中小企業の資金調達の選択肢を広げるため、不動産担保に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備や売却債権、在庫といった様々な事業用資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。
地域の金融機関と連携した新たな金融支援策	高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な資金の確保に困難している中小企業に対し、都と地域の金融機関が連携して金融支援を適切かつ円滑に実施することにより、中小企業の資金繰りを支援する。
女性・若者・シニア創業サポート支援	信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供することで、都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援する。
金融機関と連携した事業承継支援	事業の収益性がありながらも財務上の課題により事業承継が円滑に進まない中小企業者に対して、金融機関と専門家が連携して事業承継計画の策定から実行までを継続的にサポートしつつ、必要な資金を融資する。
中小企業向けファンドの管理	中小・ベンチャー企業に対して資金供給や経営支援を行うファンド等に出資し、モニタリング等を実施する。
事業承継支援ファンド	事業承継支援と成長支援とを合わせて提供できるファンドへの出資を通じて、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進する。
クラウドファンディングを活用した資金調達支援	主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を支援するとともに、クラウドファンディングの普及を図る。

中小企業制度融資等	災害復旧資金融資等利子補給	大島台風災害、三宅島火山災害及び東日本大震災の被災者の金融費用を軽減するため、災害復旧資金融資の利用者に対して利子補給を行う。
	包括連携協定に基づき金融機関との連携推進等	平成27年9月に東京Tフイナンスグループ（現 東京きらぼしフイナンスグループ）等と締結した「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき金融機関との連携を推進する。
高度化資金貸付	都内中小企業に対する施策活用促進事業	地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策の更なる浸透を図る。
	中小企業設備リース事業（商工部所管）	リース実施機関である中小企業振興公社が、中小企業に代わって生産設備等を購入し、低廉な価格でリースすることにより、中小企業者等の経営基盤の強化に必要な設備等の導入を促進する。

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

（4）雇用就業部が実施する中小企業の人材確保に関する事業について

雇用就業部においても、中小企業の人材確保等を支援するための事業を実施している。雇用就業部が実施している中小企業の人材確保支援事業の概要は、表A2-2-4のとおりである。

表 A2-2-4 雇用就業部における中小企業の人材確保支援事業の概要

区分	主な内容
中小企業採用力向上支援事業	「人材確保相談窓口」を設置し、採用に苦慮する中小企業の悩みに日常的に応えるとともに、セミナーや専門家派遣によるコンサルティングを通じて、女性・高齢者等多様な人材の活用を促進することにより、中小企業の人材確保を支援する。

中小企業の外国人受入支援事業	中小企業に対し、外国人材の活用や留学生の採用に関する情報を提供するとともに、採用や受入に関する知識付与を行う。 また、日本での就職を希望する留学生等に対して、中小企業や日本での就職に関する情報提供を行う。 さらに、中小企業と外国人材との相互理解及びマッチング促進を図るため、企業説明会等を実施する。
産業人材の確保・育成事業	中小企業の魅力を若者・女性等に発信し、中小企業のイメージアップ、理解促進や就職促進を図る。 また、専門家（人材ナビゲータ）を配置し、個別企業のニーズに応じた人材の確保から育成、定着までの一貫した支援を実施する。
団体課題別人材力支援事業	都内中小企業の人材確保に関する課題を解決するため、業界団体を通じて各業界特有の課題に対応した採用や育成・定着・雇用環境整備に関する支援を実施し、中小企業の人材力強化を図る。
団体別採用カスバイラルアップ事業	人材確保等に課題を抱えている業界や中小企業団体に属する中小企業に対し、女性活躍推進及び働き方改革の視点に立ち、採用や育成・定着・雇用環境整備に取り組めるよう団体を通じて人材確保支援を行い、成功事例やノウハウを広く業界内に波及させることで、業界全体の採用力の底上げを図る。
人材戦略マネジメント支援事業	中小企業においては、採用・定着・能力開発等多岐にわたる人材面の課題を抱えており、部分的な対策では解決に至らないことから、生産性向上や競争力強化に向けて、中期的視点で人材戦略を構築する支援を行う。 また、事業成長等において中核的役割を担う人材の確保についても合わせて支援する。

（産業労働局作成資料より監査人が作成）

III 観光産業対策事業について

1. 観光立国推進基本法と都の観光産業振興について

(1) 政府の観光立国構想について

経済波及効果の大きい観光は、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果とともに、世界中の人々が日本の魅力を見出し、伝播することによる諸外国との相互理解の増進も同時に期待することができる。

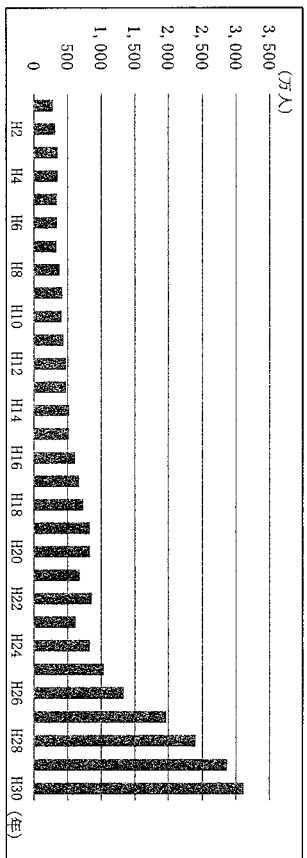
地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活気にあふれた地域社会を築いていくことが観光立国には不可欠である。

そのため、政府は、観光が我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野と捉え、観光立国推進基本法の制定を始め、様々な取組を実施し、観光立国の実現に向けて邁進している。

(2) 日本における観光の状況

日本への外国人旅行者数の推移を見てみると、グラフ A3-1-1 のとおり、平成 23 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響により一時的に落ち込みはあるものの、政府が旅行者誘致のために、訪日外国人のビザ発給要件を緩和したうえで、平成 24 年末から円安基調になったことから訪日客は大幅に増加し、全体的に右肩上がりとなっている。平成 30 年に日本を訪れた外国人旅行者数は、3,000 万人を突破し、過去最高となった。

グラフ A3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



※ 日本政府観光局 (JNTO) 発表統計より JTB 総合研究所が作成したデータを参照している。  
(JTB 総合研究所ホームページ ※) より監査人が作成)

また、近年、ラグビーワールドカップ 2019 の開催や東京 2020 大会を控え、観光庁は観光を地方創生の切り札、成長戦略の柱であると認識し、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とする目標を掲げ、取組を進めてきている。

平成 29 年 3 月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、平成 29 年から令和 2 年までの 4 年間について、表 A3-1-1 の内容が、基本的な目標として設定されている。

表 A3-1-1 観光立国推進基本計画の目標

項目	令和 2 年までの目標値	平成 27 年実績値
国内旅行消費額	21 兆円	20.4 兆円
訪日外国人旅行者数	4,000 万人	1,974 万人
訪日外国人旅行消費額	8 兆円	3.5 兆円
訪日外国人旅行者に占めるリピーター数	2,400 万人	1,159 万人
訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数	7,000 万人泊	2,514 万人泊
アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合	3 割以上	26.1%
日本人の海外旅行者数	2,000 万人	1,621 万人

(観光庁ホームページより監査人が作成)

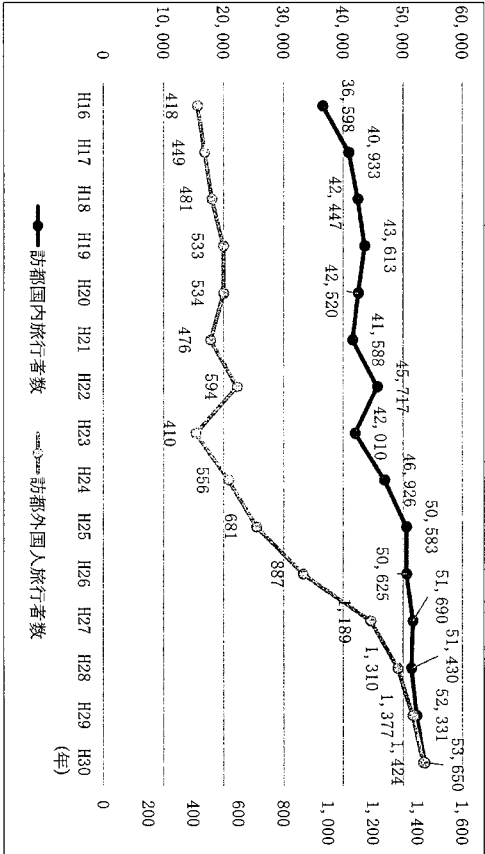
(3) 東京における観光の状況

① 旅行者数

東京に訪れる旅行者の推移は、グラフA3-1-2のとおりである。

グラフA3-1-2 訪都旅行者数の推移

(単位：万人)



(注) 左軸が訪都国内旅行者数、右軸が訪都外国人旅行者数である。  
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

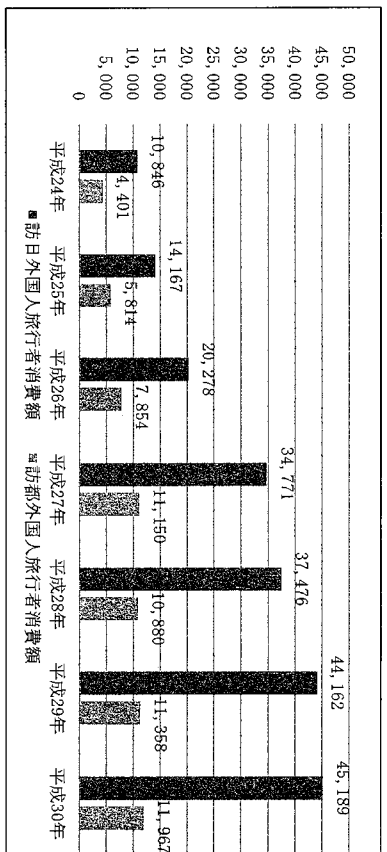
グラフA3-1-2を見ると、訪都外国人旅行者数は、この10年間で約2.7倍に増加し、平成30年には過去最高の1,424万人に達している。また、訪都国内旅行者数は、近年5億人超で推移している。

② 消費額

旅行者による消費額の推移を見ると、グラフA3-1-3のとおり、訪日外国人旅行者の消費額は、年々増加し、平成30年には約4兆5,000億円を記録している。また、平成30年に訪都外国人旅行者が都内で消費した金額は、1兆1,967億円と前年に比べ5.4%増加している。

グラフA3-1-3 外国人旅行者による消費額の推移

(単位：億円)



(注) 訪日外国人旅行者消費額は平成30年より調査方法を変更している。  
(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(4) 都の観光産業対策に関する施策について

都としても、観光産業振興の意義を、旅行者の宿泊費、飲食費、交通費、買物代などの観光消費を通じて、旅行業をはじめ、交通機関や宿泊業のほか、飲食業を含めた幅広い産業に経済面の波及効果と雇用の創出等を生み出し、地域の活性化にも寄与すると捉え、平成13年度に産業労働局に観光を所管する部署を設置、平成14年度には観光部を設置した。平成15年度の「観光立国行動計画」策定、日本政府観光局 (JNTO) 設立といった国の施策に先駆けて施策を推進している (表A3-1-2参照)。

表A3-1-2 観光行政の沿革

年度	都	国
平成13年度	産業労働局に観光関連部門を設置 「東京都観光産業振興プラン」策定	—
平成14年度	産業労働局観光部設置 シブイクセーラム開始	—
平成15年度	東京コンベンション・ビクターズビ ューローが財団法人東京観光財団 として改組・設立	「観光立国行動計画」策定 ビジット・ジャパン・キャンペーン 開始 日本政府観光局 (JNTO) 設立

平成 18 年度	「東京都観光産業振興プラン」改定	「観光立国推進基本法」制定
平成 19 年度	—	「観光立国推進基本計画」閣議決定
平成 20 年度	—	観光庁設置
平成 23 年度	東京観光財団が公益財団法人へ移行	「観光立国推進基本計画」改定
平成 25 年度	「東京都観光産業振興プラン」改定 東京 2020 大会開催決定	—
平成 27 年度	—	「明日の日本を支える観光ビジョン」策定
平成 28 年度	「PRIME 観光都市・東京 ～東京都観光産業振興実行プラン 2017～」策定	「観光立国推進基本計画」改定
平成 29 年度	「PRIME 観光都市・東京 ～東京都観光産業振興実行プラン 2018～」策定	—

(産業労働局作成資料より監査人が作成)

(5) 東京都観光産業振興実行プランについて

都では、平成 25 年 9 月の東京 2020 大会開催決定以降、大会開催を契機として世界有数の観光都市・東京へと飛躍するため、計画的に観光産業の振興を推進してきた。

平成 28 年度に、観光を巡る急速な環境の変化に迅速かつ的確な対応を図るため、中長期的な視点に立ち、総合的かつ体系的な施策の展開を目指し、「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン～」(以下「観光実行プラン」という。)を新たに策定し、状況の変化に対応するため、毎年度内容を更新しながら施策を展開している。

観光実行プランでは、2020 年の訪都外国人旅行者数 2,500 万人、訪都外国人消費額 2 兆 7,000 億円などの目標を掲げ、さらに、東京の観光産業振興に向けた 6 つの戦略を設定している。観光実行プランで掲げている数値目標及び 6 つの戦略は、表 A3-1-3 及び図 A3-1-1 のとおりである。

表 A3-1-3 観光実行プランで掲げている主な数値目標

項目	令和 2 年 (2020 年)	令和 6 年 (2024 年)
訪都外国人旅行者数	2,500 万人	3,000 万人
外国人リピーター数	1,500 万人	1,800 万人
訪都外国人消費額	2 兆 7,000 億円	—
訪都国内旅行者数	6 億人	—
訪都国内旅行者消費額	6 兆円	—

(観光実行プランより監査人が作成)

(注) 訪都外国人旅行者数については、「東京都長期ビジョン」(2014 年)において、おおむね 10 年後の 2024 年頃の目標値を設定しているが、訪都外国人消費額、訪都国内旅行者数及び訪都国内旅行者消費額については、2020 年以降の目標値を設定していないため、観光実行プランにおいても目標値を設定していない。

図 A3-1-1 東京の観光産業振興に向けた 6 つの戦略

- 1 消費拡大に向けた観光経営
- 2 集客力が高く良質な観光資源の開発
- 3 観光プロモーションの新たな展開
- 4 MICE 誘致の新たな展開
- 5 外国人旅行者の受入環境の向上
- 6 日本各地と連携した観光振興

(観光実行プランより監査人が作成)

(6) 都が実施する観光産業対策について

都の観光産業対策に関する施策の概要は、表 A3-1-4 のとおりである。

表 A3-1-4 都の観光産業対策に関する施策の概要

区分	主な内容
外国人旅行者誘致の新たな展開	東京に広く世界から旅行者を誘致するために、官民一体となったブランドイングを進めるとともに、効果的かつ的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を積極的に国内外にアピールしていく。

MICE 誘致の推進	MICE の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京の PR にもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。
魅力を高める観光資源の開発	東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。
受入環境の充実	東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しむよう、旅行者の移動・滞在を支える基盤の整備を計画的かつ集中的に進めるとともに、旅行者を迎え入れる潜在環境の整備や、観光事業者のサービスレベルの向上を図る取組を支援し、観光消費の拡大を図る。
人材の育成・活用	東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。
推進体制の構築	東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。また、被災地応援ツアーに関する支援や、観光事業の企画調整等を行う。 <small>(産業労働局「事業概要 平成 30 年版」より監査人が作成)</small>

IV 公益財団法人東京都中小企業振興公社の概要

1. 中小企業振興公社について

(1) 東京都監理団体について

東京都監理団体とは、「東京都監理団体指導監督要綱」によると、都が出資又は出せんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要のある団体等と定義されている。

なお、平成 31 年 4 月の制度改正に伴い、都と政策実現に向け連携するなど、特に現在の都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要があるものが政策連携団体として指定された。

産業労働局では、中小企業振興公社を監理団体、現在の政策連携団体の一つとして所管している。

(2) 業務内容と沿革について

中小企業振興公社は、昭和 41 年に中小企業の下請取引の紹介等を行うため、都により財団法人東京都下請企業振興協会として設立されたのが始まりで、その後、事務の移管や団体の統廃合などに伴い、事業範囲を拡大してきている。

なお、中小企業振興公社は、都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供し、東京の経済の活性化と都民生活の向上に寄与することを目的としている。

表 A4-1-1 中小企業振興公社の概要

項目	概要
設立	昭和 41 年 7 月
基本財産	556,579,500 円
出せん者	東京都
理事長	福田 良行 (平成 31 年 3 月 31 日時点)
役員・評議員	理事 (理事長含む) 9 名、監事 2 名、評議員 10 名 (平成 31 年 3 月 31 日時点)
職員数	397 名 (平成 31 年 3 月 31 日時点)
所在地	
本社	東京都千代田区神田佐久間町 1-9
助成課	東京都千代田区神田練馬町 3-3



創業支援課	東京都千代田区丸の内2-1-1
取引振興課 医工連携担当	東京都中央区日本橋本町2-3-11
東京都知的財産総合センター	東京都台東区台東1-3-5
経営戦略課	東京都千代田区神田和泉町1-13
国際事業課	
中小企業世界発信プロジェクト事務局	
城南支社	東京都葛飾区青戸7-2-5
城南支社	東京都大田区南蒲田1-20-20
多摩支社	東京都昭島市東町3-6-1
産業貿易センター台東館	東京都台東区花川戸2-6-5
京浜島勤労者厚生会館	東京都大田区京浜島2-9-1
中小企業会館	東京都中央区銀座2-10-18
タイ事務所	20F floor Interchange21 Bldg. 399 SUKHUMVIT ROAD, KLONGTOEY N/A, WATTANA, BANGKOK 10110 THAILAND

(中小企業振興公社作成資料及びホームページより監査人が作成)

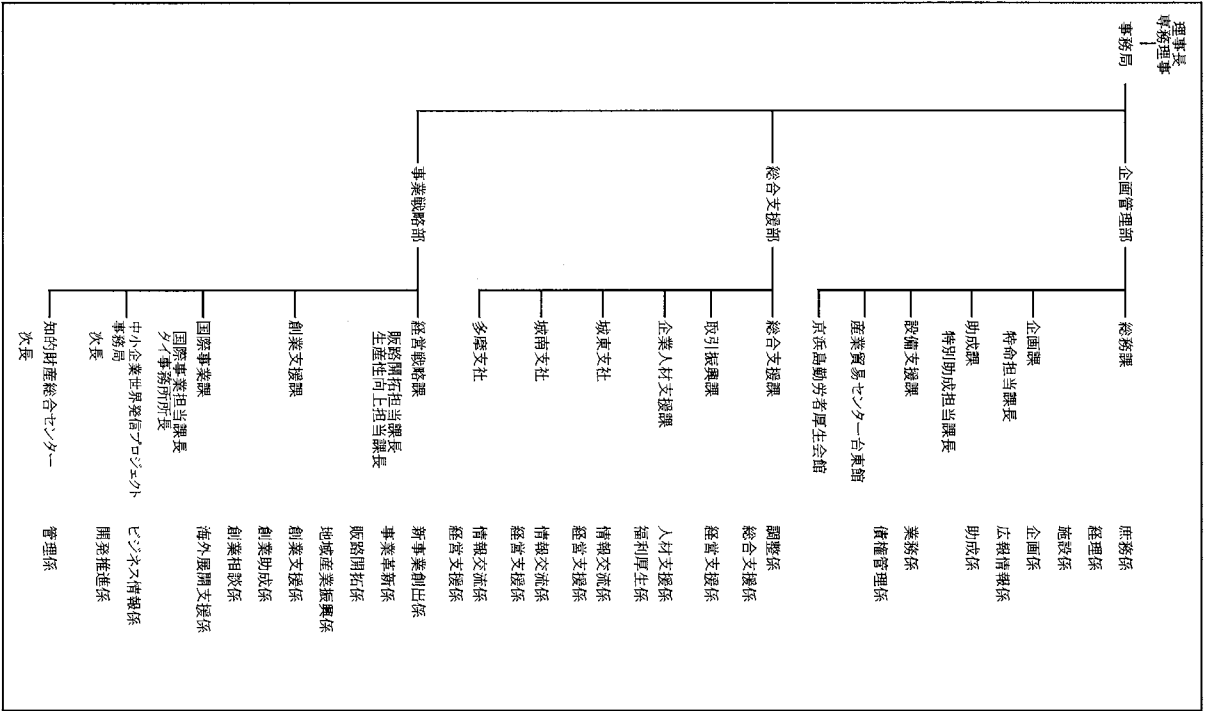
表 A4-1-2 中小企業振興公社の主な沿革

年月	沿革
昭和41年7月	民法第34条に基づく公益法人として財団法人東京都下請企業振興協会設立
昭和41年8月	下請取引あつせん・調査広報事業開始
昭和46年4月	立川相談所開設、下請取引にかかわる苦情紛争処理事業開始
昭和48年10月	工場移転関連指導事業開始
昭和58年4月	財団法人東京都中小企業振興公社に名称変更、中小企業者に対する機械設備の貸与事業開始
昭和63年4月	東京都中小企業振興基金事業開始
平成元年4月	財団法人東京都中小企業会館との統合、管理運営事業開始
平成3年7月	立川相談所を立川支所に名称変更、城南相談所開設
平成8年4月	立川支所を多摩支所に、城南相談所を城南支所に名称変更、城南支所開設。創業支援機能整備事業、新製品・新技術開発援助事業開始
平成10年4月	東京都立産業貿易センターの管理運営・建物維持管理受託事業開始。創造的技術開発援助事業開始

平成12年4月	設備資金貸付事業開始
平成12年5月	中小企業支援法に基づく中小企業支援センターの指定を受け、事業開始
平成12年8月	新事業創出促進法に基づく中核的支援機関の認定を受ける
平成14年4月	城南・城南・多摩の各地域の中小企業振興センター事業が公社移管
平成15年4月	財団法人東京都勤労福祉協会と統合、東京都知的財産総合センター開設
平成18年4月	社団法人東京産業貿易協会の解散に伴い国際化支援事業等を継承
平成20年7月	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(通称ADR法)に基づく認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得
平成23年3月	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)第44条の規定に基づき、公益財団法人として認定
平成23年4月	整備法第106条に基づき、財団法人から公益財団法人に移行
平成27年12月	タイ王国バンコク都にタイ事務所開設
平成28年11月	東京都医工連携イノベーションセンター内に事務所開設
平成29年1月	丸の内に TOKYO 創業ステーション開設

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

図 A4-1-1 中小企業振興公社の組織図（平成 30 年 4 月 1 日時点）



(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

表 A4-1-3 中小企業振興公社の職員数（平成 30 年 4 月 1 日時点）

(単位：人)

組織名	事務	建築	合計
企画管理部	130	2	132
総合支援部	106	0	106
事業戦略部	137	0	137
合計	373	2	375

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)

2. 中小企業振興公社の事業の概要について

中小企業振興公社が実施している主な事業の概要は、表 A4-2-1 のとおりである。

表 A4-2-1 中小企業振興公社が実施する主な事業の概要 (平成 30 年度)

事業名	事業の概要
総合支援事業	中小企業からの相談を専門の相談員がワンストップで答える。 また、経営・人材育成支援など企業の成長段階に応じた様々なメニューを用意している。
マーケティング支援事業	優れた製品開発力や技術力を持ちながら、市場開拓力が弱いために販路先の確保に苦慮する中小企業を対象に、販路開拓などのマーケティング支援を実施する。
創業支援事業	創業を真剣に考えている人を対象に、実際に創業して事業化を行うまで、窓口で創業相談員がマーケティングやビジネスプラン作成へのアドバイスを行う「プランコンサルティング」を実施している。 また、経営に必要な知識や情報を提供する各種セミナーを展開している。
経営革新等支援事業	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成を目指す中小企業に対して様々な支援を行うとともに、計画の申請を受け付けている。
事業承継・再生支援事業	将来の事業継続に向けた承継計画づくりや実行上のアドバイスを継続的に行う支援をしている。
下請企業等振興事業	受発注情報等の提供を通じて企業間取引の活性化・適正化を図っている。
知的財産活用支援事業	東京都知的財産総合センターの運営を通し、都内中小企業による知的財産の創造・保護・活用の促進を図っている。
国際化支援事業	都内中小企業の海外販路開拓支援を行っている。
助成金事業	「技術革新基金」(平成 15 年設置)等を活用して中小企業の技術開発等を支援するため、各種助成事業を実施している。
企業人材育成事業	中小企業における人材育成及び経営力の向上を支援するため、企業の様々なニーズを踏まえて各種研修を実施している。 また、中小企業における、中核人材を中心とした人材の確保・育成を支援するための事業を実施している。

ものづくり事業化支援事業	ものづくりから事業化に至る過程の知識・経験を有する人材の育成を目的に、講義と現地個別指導等を組み合わせた支援を行う。 中小企業の実情に合わせ、ものづくりから販売までを一貫してハズオンで支援し、継続的にプロダクト・イノベーションに取り組むことができるよう社内体制の基盤強化を推進することで中小企業の持続的な発展を促進する。
資金等活用支援事業	平成 14 年度まで実施していた設備資金貸付事業及び設備貸与事業について、未収債権の管理・保全を実施する。
企業福利厚生支援事業	低コストで大企業並みの福利厚生を実現し、人材の確保と定着を支援している。
地域産業情報収集・提供等事業	中小企業振興公社情報誌の発行及びホームページの運営を通じ、企業経営に役立つ情報を迅速・的確に提供するとともに、中小企業による情報発信を支援する。
地域産業振興事業	城東・城南・多摩支社において、それぞれの地域特性を踏まえた経営支援を行っている。
中小企業世界発信プロジェクト事業	東京 2020 大会等の開催を契機とした中長期のビジネスチャンスと、都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信するプロジェクトである。
産業貿易センター事業	東京都立産業貿易センターは、都における商工業及び貿易の振興を目的に、見本市・展示会等のために利用する施設として設置され、展示室と会議室及び備品の貸出しを行っている。
施設運営管理事業	中小企業の活動を支援するため、中小企業会館の会議室の貸出し等を行うとともに、秋葉原庁舎及び神田庁舎の維持管理を行う。
共済事業	専門的・家内労働者や従業員 4 人以下の製造業を営む個人事業主等が、病気やケガで働けなくなった際の生活保障を主な目的とした共済制度を運営する。

(中小企業振興公社作成資料より監査人が作成)